

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月12日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者 理事 土肥 俊彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 令和3年度肉用牛肥育経営安定交付金制度牛個体識別アドインシステムに係る運用支援等委託業務
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条に該当しない者であること。

※ 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の
使用人として使用した者

(9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236
号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとす
る。

(2) 3の交付期間内に入札説明書の交付を受けた者であること。

(3) 入札説明書に示す内容を理解できること。

(4) 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠して本業務
を行うこと。

(5) 本業務に係る機密情報の保存に海外のデータセンター等設備を利用しないこと。

(6) 入札時に、令和1・2・3年度の全省庁統一資格又は、独立行政法人農畜産業振興
機構競争参加資格において、役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」の双方
に登録された者であること。

(7) 契約候補者として特定された場合、契約時に機構が指定する機密保持契約書を締結
できる者であること。

(8) 仕様書（入札説明書に付属、以下同じ。）の9の要件を満たす者であること。

※ 入札公告日から入札前日まで、当機構内に限り基本設計書、システム説明書及び
システム操作説明書の閲覧を許可する。内容の説明は行わない。希望する者は事前
に6の担当者に連絡すること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間：令和3年2月12日（金）～令和3年3月12日（金）

※ 土日祝日を除く10時から17時までとする。

(2) 交付方法：交付を希望する者は、6の担当者にメールにて連絡すること。入札説明
書は原則メールで送付するが、郵送での交付を希望する場合、「郵送希
望」と6の担当者に伝えること。

※ 対面による入札説明書の交付は行わない。

4 入札説明会

新型コロナウイルス感染症防止のため開催しない。

5 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時：令和3年3月15日（月）14時40分から14時50分
入札後直ちに開札を行う。

(2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

(3) 本入札は、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札のみとし、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回、3回」と記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入した上で、これを書留など、引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により、令和3年3月12日（金）17時までに、6の住所に郵送等すること（提出期限必着）。なお、郵送等するに当たっては、6の担当者には必ず事前の電話連絡を行うこと。

※1 入札の公平性、透明性を確保するため、入札書は密封の上、6の担当者宛てに提出すること。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札書の持参による提出は受け付けないものとする。

6 問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル南館2階）

独立行政法人農畜産業振興機構

畜産経営対策部肉用牛肥育経営課 園部、小南

電話 03-3583-8562

FAX 03-3589-8729

Email shin-marukin@alic.go.jp

※1 問い合わせは令和3年3月11日（木）17時00分までに行うこと。

※2 問い合わせはメールで行うこと。

※3 メールの件名に「令和3年度肉用牛肥育経営安定交付金制度牛個体識別アドインシステムに係る運用支援等委託業務に関する質問」と記載し、上記アドレスに送信すること。また、メッセージの最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。

7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構への提供を要する情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された業務を実施できることが可能であると認められる書類として、下記について令和3年3月12日（金）17時まで提出すること。なお、提出方法は5の（3）と同様とする。

①仕様書9の（16）に定める資料

②仕様書に基づき作成した「令和3年度肉用牛肥育経営安定交付金制度牛個体識別アドインシステムに係る運用支援等委託業務実施体制図」（任意様式）

③その他（会社案内等）

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条

件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

①本公告2に競争に参加する者に必要な資格に関する事項として示すすべての要件及び8の(3)に示す入札者に要求される事項を満たす者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2、以下「契約事務細則」という。)第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②ただし、契約事務細則第13条第4項の規定により設定した基準価格を下回る価格による入札をした者がある場合には、落札者の決定を留保する。

③落札者の決定を留保した場合において、機構が必要な審査をし、落札者が決定した場合は、この旨を入札者全員に通知する。

(7) 入札に参加したか否かにかかわらず、機構から交付を受けた入札説明書は、5の入札・開札終了後、1週間以内に6の担当者宛返却又はメール及び電子媒体を削除するものとする。

(8) 詳細は入札説明書による。